

## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

この行政評価・監視は、国民の安全・安心を確保する観点から、道路交通安全対策のうち、最近の自転車交通安全対策の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

内閣府、国家公安委員会（警察庁）、文部科学省、国土交通省

#### (2) 関連調査等対象機関

都道府県（教育委員会を含む。）（10）、市区町村（教育委員会を含む。）（28）、都道府県公安委員会（都道府県警察）（9）

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、東北、関東、中部、近畿、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 2事務所（新潟、岡山）

### 4 実施時期

平成25年12月～27年4月